

# スズキ電動車いす保険のご案内

皆様の安全運転のお供に「電動車いす保険」をご用意しております。万一の事故に際し、発生する様々な費用のご負担を軽くする保険です。是非とも、ご加入下さいませよう、ご案内申し上げます。

## 補償の内容・保険金をお支払いする主な場合

### ●電動車いす本体の補償（動産総合保険）

日本国内で生じた火災、落雷、爆発、盗難、給排水管の事故による水濡れ、破損等の不測かつ突発的な事故により、保険にご加入いただいた電動車いすに損害が生じた場合、保険金をお支払いします。

<保険金額>

新車取得からの経過期間：1年以内

**42万円**

(免責金額5,000円)

※2年目以降は保険金額が変更となります。

<お支払い例>

電動車いすが盗難された。



水路に落ち車が破損。



### ●電動車いす乗車中のおケガの補償（交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付傷害保険）

日本国内において、保険にご加入頂いた電動車いすに乗車中の事故により、死亡・後遺障害となった場合、またはケガで入院、手術、通院をした場合に保険金をお支払いします。

<保険金額>

**死亡・後遺障害：300万円**

**入院保険金日額：9,500円※**

**通院保険金日額：5,000円**

※手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。

傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

<お支払い例>

転倒してケガをした。



交通事故でケガをした。



### ●賠償責任の補償（個人賠償責任保険）

保険にご加入頂いた電動車いすの所有・使用・管理をはじめとした日常生活の中で偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物の正当な権利者に対して負担する損害賠償責任は保険のお支払いの対象外となります。  
【保険金お支払対象外例：電動車いすを自分が借りている家に衝突させて、家の持ち主へ損害賠償責任を負った。】

<保険金額>

1事故について（国内）

**3億円**（※国外は1億円）

この保険には保険会社が被害者の方と示談  
交渉を行う「**示談交渉サービス**」がごございます。

<お支払い例>

お店のガラスを割ってしまった。



他人にぶつかりケガをさせてしまった。



## 保険料・お申込み方法

**保険料（1年間）：11,000円**

「払込取扱票」を使用して郵便局で払込手続きをお願い致します。新車ご購入の場合、電動車いすの取扱説明書に同梱されております。  
保険内容の詳細、資料のご請求につきましては、下記取扱代理店へお問い合わせください。（購入店でのお取扱いは致しておりません。）

取扱代理店：**株式会社スズキビジネス**

保険事業部 営業第一課

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

〒431-0201 静岡県浜松市中央区篠原町 21339

TEL.053-447-1718 FAX.053-448-5417

URL <https://www.suzuki-business.co.jp>

このご案内は、スズキ電動車いす保険（動産総合保険・交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付傷害保険・総合生活保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容はスズキ電動車いす保険パンフレットをご覧ください。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
詳細はご契約者である団体の代表にお渡ししてあります保険約款によりますがご不明な点がございましたら代理店におたずねください。